

Title	西夏貿易史の研究
Author(s)	佐藤, 貴保
Citation	大阪大学, 2004, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/44778">https://hdl.handle.net/11094/44778</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a>〉</a> をご参照ください。

***Osaka University Knowledge Archive : OUKA***

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	佐藤貴保
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第18302号
学位授与年月日	平成16年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	西夏貿易史の研究
論文審査委員	(主査) 教授 森安 孝夫 (副査) 教授 荒川 正晴 助教授 青木 敦

#### 論文内容の要旨

本論文は、中国西北部にタングート族を中心にして建てられた国家である西夏王国（11～13世紀）の歴史的存在意義を解明するための一環として、西夏と諸外国、特に北宋・金朝との間で行われた貿易に着目し、その実態を西夏語文献及び漢語文献を用いて具体的に明らかにしようとするものである。

序章では、従来の研究の問題点を指摘したうえで、本論文の目的や意義、西夏語文献を歴史学的に活用しようとする本論文の独創性を明示する。

第一章「西夏－北宋国境貿易の展開」では、西夏と北宋との国境付近で行なわれた貿易に、日用品貿易と奢侈品貿易の二つの性格が存在していたことを論証する。日用品貿易は西夏領内の牧畜民と北宋領内の農耕民との間で西夏建国以前の10世紀から継続して行なわれていたのに対し、奢侈品貿易は西夏がシルクロード貿易の拠点壘州を占拠して以降に出現し、西域の香薬や玉、北宋産の絹織物や陶磁器などが官主導で取り引きされたとする。

第二章「西夏の用語集に現れる華南産の果物について－12世紀後半の西夏貿易史－」では、12世紀末の西夏で編纂された西夏語と漢語の対訳用語集『番漢合時掌中珠』に、西夏とは隣接しない南宋領華南産の果物の名前が収録されていることに着目する。そして中国が金朝と南宋とによって南北に分裂する時代にありながら、南宋産の果物が金朝を経由して遠く西夏にまで流通していたと説き、12世紀後半の西夏が諸外国との貿易を盛んに行っていたと結論付ける。

第三章「西夏法典に見る貿易政策－実見調査に基づく貿易関連条文の訳註研究－」では、12世紀中葉に編纂された西夏法典『天盛旧改新定禁令』の貿易関連条文を、サンクトペテルブルグの所蔵機関での実見調査をもとに訳註して訳註を付し、西夏の貿易政策を考察する。諸外国に派遣される使節が派遣先で私的に商品を売買することを条件付きで認めていることや、西域から中国にかけての遠隔地商業で活躍したウイグル商人を優遇する条文が存在することを指摘する。

第四章「朝貢使節による貿易活動」では、西夏法典の条文を裏付けるように、西夏の朝貢使節が実際に派遣先で貿易活動を公認され、使節団員が奢侈品貿易を営んでいたことを証明する。そして西夏皇帝による使節への任命は、政権構成員に対する私的貿易権の付与であった可能性を説く。また中国への朝貢の結果として西夏皇帝が受け取った回賜品が、西夏で官僚や兵士への恩賞として分配されていた可能性を、西夏法典の条文から指摘する。

第五章「朝貢使節の人選」では、貿易利益をあげる役得を付与される朝貢使節にいかなる人物が選出されたのかを、

正使・副使の姓名・官称号、さらには着用する衣冠の特徴から考察する。特に金朝へ派遣された使節には、正使に武官、副使に文官が王族以外の様々な集団（部族・民族）から選出されていたことを明らかにする。さらに西夏法典の編纂者リストや元朝時代の西夏遺民の伝記史料を基に、武官は宮中の宿衛出身者、文官は試験あるいは官僚養成機関での教育を経て採用された者である可能性が高いとする。

結語では、本論での考察を踏まえて、様々な部族・民族によって構成される西夏政権がシルクロード貿易などによって経済的な利益をあげるだけでなく、朝貢貿易による回賜品の政権構成員への分配や朝貢使節への任命による私貿易の権利付与などによって政権構成員をまとめるという、遊牧政権的な特徴を具備していたとする。そして、その遊牧政権的特徴が、西夏政権の長期に亘る存続を可能にしたと論ずる。さらに、西夏貿易史の研究が政権構造や官制など、貿易以外の西夏史の解明にも裨益するとする。

### 論文審査の結果の要旨

11～13世紀、今の中国西北地方にタングート族を中心にして建てられた西夏王国は、中華地域の北宋・金王朝へ定期的に朝貢使節を派遣していた。周辺から中国への朝貢という行為は、外交活動のみならず、貿易という別の目的を持ち、周辺諸国・諸民族にとってはむしろ後者の方が重大であった。この朝貢貿易は歴史学上重要な研究テーマでありながら、とくに前近代については史料不足もあって、未だ詳細な考察がなされていない。さらに従来の西夏史研究は宋遼金という中国王朝側の漢語文献にほぼ全面的に依拠しており、西夏側の事情はほとんど不明であった。

こうした研究状況の中、本論文では漢籍を博搜するだけでなく、これまで主として文献学的にのみ扱われてきた現地出土の西夏語文献を歴史史料として本格的に取り込む試みがなされている。そのために難解な西夏語に習熟し、しかも西夏語文献の原物をロシアの所蔵機関において精査するという手続きを踏んでいる。このような手法の西夏史研究はこれまでにない斬新なものといえる。

その結果、本論文は従来未解明であった西夏側の貿易政策や西夏国内における貿易利益の行方を明らかにすると共に、これまた不明点の多かった西夏の官制や政権構造といった国内事情の解明にも大きな進展をもたらした。しかもこのような西夏史研究における寄与だけでなく、中国を中心とする朝貢貿易の具体像を提供するものともなっている。

もちろん不十分な点も少なくないが、それは今後の史料の outf に俟つところが大きい。サンクトペテルブルグには膨大な西夏語史料が眠っているのであり、それが完全に公開された時には一大センセーションが起るのは必至である。我が国の東洋史学界がその時に備えて実力を蓄えているということを、本論文が示し得たことも高く評価できる。

よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。